

電波利用料の料額 (令和4年改定による新旧料額)

法別表第6 (個別免許等の無線局) ①

無線局の区分		項詳細	新料額(円)	旧料額(円)		
1 移動する無線局(3, 4, 5, 8の項を除く。)	470MHz以下 3.6GHz以下	航空機局・船舶局	1-01 400	400		
		その他のもの	1-02 400	400		
		航空機局・船舶局(同一周波数のみを使用するものを含む。)	1-11 400	400		
		6MHz幅以下	1-12 400	400		
		6MHz幅超	0.05W以下	1-C1 700	900	
		0.05W~0.5W	1-C2 22,800	19,000		
		0.5W超	1-C3 2,153,700	1,794,800		
		15MHz幅以下	0.05W以下	1-C4 1,400	1,700	
		0.05W~0.5W	1-C5 22,800	19,000		
	0.5W超	1-C6 6,598,400	6,054,700			
	30MHz幅以下	0.05W以下	1-C7 3,100	3,800		
	0.05W~0.5W	1-C8 22,800	19,000			
	0.5W超	1-C9 8,606,500	8,054,700			
	3.6GHz超	100MHz幅以下	1-09 400	400		
	6GHz以下	100MHz幅超	1-10 102,300	85,300		
6GHz超		1-11 400	400			
2 移動しない無線局であって、移動する無線局又は携帯して使用するための受信設備と通信を行うために陸上に開設するもの(6, 8の項を除く。)	470MHz以下	0.01W以下	2-J1 3,100	2,600		
		0.01W超	2-J2 6,400	5,900		
		6MHz幅超であって、キャリアセンス機能を有するもの	第1地域 2-12 97,600	81,400		
	3.6GHz以下	第2地域	2-13 53,200	44,400		
		第3地域	2-14 17,600	14,700		
		第4地域	2-15 9,000	7,500		
		その他のもの	0.01W以下	2-16 3,100	2,600	
	0.01W超	2-17 22,800	19,000			
	3.6GHz以下	0.01W以下	2-18 3,100	2,600		
		0.01W超	2-19 6,400	5,900		
	6GHz超	2-20 3,100	2,600			
	3 人工衛星局(8の項を除く。)	470MHz以下	3MHz幅	3-H1 5,700	6,288,300	
			衛星コンステレーション	3-H2 754,500	628,800	
		3.6GHz以下	その他のもの	3-21 7,545,900	6,288,300	
			3MHz幅超	3-22 299,465,400	249,554,500	
3.6GHz超		3MHz幅以下	3-23 342,400	285,400		
		3MHz幅超200MHz幅以下	3-24 42,344,600	35,287,200		
		200MHz幅超500MHz幅以下	3-25 224,927,700	187,439,800		
		500MHz幅超	3-26 321,321,800	267,768,200		
6GHz超		3-27 5,700	285,400			
4 人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局(5, 8の項を除く。)		6GHz以下	3MHz幅以下	第1地域	4-28 4,633,600	3,861,400
				第2地域	4-29 2,319,800	1,933,200
				第3地域	4-30 468,300	390,300
				第4地域	4-31 159,900	133,300
			3MHz幅超	第1地域	4-32 31,673,200	26,394,400
				第2地域	4-33 15,839,600	13,199,700
	第3地域			4-34 3,172,400	2,643,700	
	第4地域			4-35 550,800	459,000	
	50MHz幅超	第1地域	4-36 432,387,300	360,322,800		
		第2地域	4-37 216,196,500	180,163,800		
		第3地域	4-38 43,243,900	36,036,600		
		第4地域	4-39 9,140,500	7,617,100		
	100MHz幅超	第1地域	4-40 870,249,900	725,208,300		
		第2地域	4-41 435,127,600	362,606,400		
		第3地域	4-42 87,030,300	72,525,300		
		第4地域	4-43 18,278,600	15,232,200		
	6GHz超	4-44 159,900	133,300			
	5 自動車、船舶その他の移動するものに開設し、又は携帯して使用するために開設する無線局であって、人工衛星局の中継により無線通信を行うもの(8の項を除く。)	6GHz超		5-45 2,700	2,700	

法別表第6 (個別免許等の無線局) ②

無線局の区分		項詳細	新料額(円)	旧料額(円)		
6 基幹放送局(3, 7, 8の項を除く。)	6GHz以下	テレビジョン放送をするもの	0.02W未満	6-A1 1,900	1,800	
			0.02W以上2kW未満	6-A2 195,600	189,700	
			2kW以上	特定地域以外	6-A3 195,600	189,700
			10kW未満	その他	6-A4 105,833,900	102,458,800
			10kW以上		6-A5 596,312,200	569,208,300
		その他のもの	100kHz幅以下	200W以下	6-48 3,500	3,400
			200W~50kW	6-49 79,500	79,300	
			50kW超	6-50 1,346,100	1,289,600	
			100kHz幅超	20W以下	6-51 3,500	3,400
			20W~5kW	6-52 79,500	79,300	
	5kW超	6-53 1,346,100	1,289,600			
	6GHz超		6-54 1,900	1,800		
	7 受信障害対策中継放送をする無線局、多重放送をする無線局及び基幹放送以外の放送をする無線局(3, 8の項を除く。)	受信障害対策中継放送をするもの及び多重放送をするもの		7-55 400	400	
		その他のもの		7-E1 1,900	1,800	
	8 実験等無線局及びアマチュア無線局			8-56 300	300	
		9-F1 500	600			
9 その他無線局	470MHz以下	同報系防災行政無線	9-F2 18,700	19,100		
		親子等	9-K1 45,000	46,600		
		その他のもの	9-K2 45,000	46,600		
	470MHz超	多重放送業務用		9-57 45,000	46,600	
		その他のもの		9-58 6,763,600	5,636,400	
	3.6GHz以下	3MHz幅超	第1地域	9-59 3,394,400	2,828,700	
			第2地域	9-60 698,700	582,300	
			第3地域	9-61 249,400	207,900	
			第4地域	9-K3 25,017,200	20,847,700	
	3.6GHz超	放送業務用	第2地域	9-K4 12,508,900	10,424,100	
			第3地域	9-K5 2,502,300	2,085,300	
			第4地域	9-K6 358,000	298,400	
			その他のもの	3MHz幅以下	9-75 45,000	46,600
	3.6GHz以下	3MHz幅超	第1地域	9-76 6,763,600	5,636,400	
			第2地域	9-77 3,394,400	2,828,700	
第3地域			9-78 698,700	582,300		
第4地域			9-79 249,400	207,900		
30MHz幅以下		第1地域	9-80 219,713,400	183,094,500		
		第2地域	9-81 109,868,800	91,557,400		
		第3地域	9-82 22,038,600	18,365,500		
		第4地域	9-83 7,437,600	6,198,000		
300MHz幅超	第1地域	9-84 543,181,600	452,651,400			
	第2地域	9-85 271,603,200	226,336,000			
	第3地域	9-86 54,385,500	45,321,300			
	第4地域	9-87 18,219,700	15,183,100			
6GHz超		9-88 18,700	19,100			

広域使用電波に係る料額

※広範囲で同一の者により相当数開設される無線局(広域開設無線局)に使用させることを目的として広域使用電波を使用する無線システムには①周波数幅、②無線局数による複合料額を別途設定

【①周波数幅単位】(法別表第8)		新料額(円/MHz)	旧料額(円/MHz)	
対象無線システム				
携帯電話	470MHz超	専用帯域	32,857,000	32,639,700
	3.6GHz以下	共用帯域	16,428,500	16,319,850
	3.6GHz超	専用帯域	1,772,600	1,477,200
	6GHz以下	共用帯域	886,300	738,600
BWA等			132,111,100	126,166,200
衛星携帯電話			3,124,300	3,232,200
マルチメディア放送			6,418,400	5,348,700

【②無線局数単位】(法第103条の2及び法別表第6備考12)			
対象無線システム			
包括免許(移動する無線局)	項詳細	新料額(円)	旧料額(円)
1の項の無線局	10-2	150	170
2の項の無線局	-	300	400
3の項の無線局	-	400	400
4の項の無線局	-	400	400
5の項の無線局	-	400	400
6の項の無線局	-	400	400

上記①の「周波数幅単位」の課金の際に適用される地域係数(法別表第7)

地域	新係数	旧係数	地域	新係数	旧係数
北海道	0.0277	0.0281	東海	0.1196	0.1199
東北	0.0459	0.0470	近畿	0.1636	0.1641
関東	0.4703	0.4658	中国	0.0386	0.0391
信越	0.0227	0.0231	四国	0.0199	0.0204
北陸	0.0156	0.0159	九州	0.0682	0.0688
沖縄	0.0079	0.0078	全国	1.0000	1.0000
東日本	0.5666	0.5640	近畿分割	0.2352	0.2329
西日本	0.4334	0.4360	近畿分割	0.0818	0.0821

法別表第6備考8~11(控除額)

以下の複数の帯域区分をまたがって電波を使用する場合の控除額
①470MHz以下、②470MHz超3.6GHz以下、③3.6GHz超6GHz以下

無線局の区分	新控除額(円)				旧控除額(円)			
	備考8 ①+②	備考9 ①+③	備考10 ②+③	備考11 ①+②+③				
1の項の無線局	300	400	-	600	400	-	-	-
2の項の無線局	-	-	-	-	-	-	-	-
3の項の無線局	-	-	5,700	7,000	-	-	-	-
4の項の無線局	-	-	-	-	-	-	-	-
9の項の無線局	500	600	500	600	500	600	500	600

法第103条の2(包括免許等の無線局)

無線局の区分	項詳細	新料額(円)	旧料額(円)
包括免許局	移動する無線局	10-1 360	370
	移動しない無線局	-	別表第6の額
包括登録局	移動する無線局	10-3 400	400
	移動しない無線局	-	別表第9の額

法別表第9(包括登録の無線局)

無線局の区分		項詳細	新料額(円)	旧料額(円)
3.6GHz以下(幅6MHz超)	10mW以下	第1地域	10-4 5,980	4,990
		第2地域	10-5 3,560	2,970
		第3地域	10-6 1,110	930
		第4地域	10-7 660	550
10mW超	第1地域	10-a	97,600	81,400
		第2地域	10-b 53,200	44,400
		第3地域	10-c 17,600	14,700
		第4地域	10-d 9,000	7,500
2 1の項に掲げる無線局以外の無線局		10-8	3,560	2,970